

防衛省との意見交換会（第1回）

議事概要

2024年9月

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

目 次

1	契約制度・契約手続きに係る要望について	
(1)	発注予定情報等の公表時期及び公表内容について	2
(2)	入札手続き期間及び申請資料等について	3
(3)	入札参加資格要件（企業及び技術者に求める実績等）について	4
(4)	秘密の保全措置について	5
2	E C I方式の発注に係る要望について	6
3	建設工事の発注に係る要望について	
(1)	工期設定について	8
(2)	遠隔臨場など建設現場におけるD Xの取組について	9
(3)	見積活用方式について	10
(4)	標準図活用方式について	11
(5)	設計変更、工事一時中止への対応等について	12
(6)	その他、発注者の体制等について	14

凡例

- ・ _____ : 防衛省側における要検討事項
- ・ : 協会側における要検討事項

1 契約制度・契約手続きに係る要望について

(1) 発注予定情報等の公表時期及び公表内容について

昨今の建設業界においては、2024年問題や深刻な人手不足に加え、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、社内人員体制の調整、JV組成及び協力業者の確保など、受注体制の構築について、早期に検討を行う必要があります。

このことから、各地方防衛局が公表している工事発注見通しの早期公表、発注見通しに掲載している情報（工事規模（金額）、工事内容、工期、技術者の資格要件など）の具体化、情報更新の頻度、変更情報の都度更新など、発注予定情報の提供方法について、改善を要望します。

また、単年度の情報に加え、中長期の発注見通しの公表も要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 令和7年度以降の発注概要については、前年度中に前倒して公表する
- 監理技術者等の配置予定技術者の要件については、令和5年11月15日以降に公告する工事から、企業の支援を前提として、監理技術者等に求める経験を大幅に緩和し、施工規模等は求めないこととしている
- 令和7年度の工事発注見通しでは、重要事案・大規模事業などにおいて、掲載情報の具体化を検討する
- 現在、発注見通しの更新は四半期毎を基本としているが、入札不調等による情報更新は都度（1回/月程度の頻度で）更新しているところである
各地方防衛局等の発注見通しの更新情報を防衛省側から協会に伝達することとし、協会側から会員企業への更新情報の共有を依頼する
- 防衛力整備計画に基づく事業概要について、R7年度分から公表を検討する

(2) 入札手続き期間及び申請資料等について

今年度から建設業においても時間外労働の上限規制が適用され、建設会社の本支店の社員においても、働き方改革への対応が喫緊の課題となっております。

このことから、入札公告から開札までの入札手続き期間の延長、技術提案書等提出資料の簡素化、応札機会を増やすための公告時期の平準化、長期休暇を鑑みた応札スケジュール、公告資料の充実等、働き方改革を踏まえ、入札制度の改善を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 入札公告から開札までの標準的な各日数について、以下の要望を踏まえた見直しの要否及び適切な期間について検討する
 - ・見積活用方式の場合の見積提出の期限の延長（1ヶ月程度）
 - ・技術提案書の作成期間の確保（1ヶ月程度）
 - ・申請書の提出から競争参加資格確認通知までの期間短縮
 - ・競争参加資格確認通知から入札までの期間延長
 - ・最終質疑回答から入札までの期間延長

- 技術提案書の制限枚数については、過去に業界団体からの要望を踏まえて増やした経緯もあるが、事業内容・規模に応じ、作成枚数がどの程度削減できるか検討する

- 長期連休（GW/お盆/年末年始）期間中の書類提出・入札回避については、防衛省側も同意見で配慮してきたつもりだが、改めて地方防衛局等に対して周知する

(3) 入札参加資格要件（企業及び技術者に求める実績等）について

昨今、社会的な問題となっている技術者不足により、配置可能な技術者不足、JV組成に協力できる企業が減少するなど、企業側の応札環境は悪化しております。

このことから、企業や配置予定技術者に求める施工実績の更なる緩和、監理技術者の兼任規定の緩和、配置予定技術者の実績における従事期間の緩和、監理技術者の実状に則した専任時期の柔軟な運用等、入札参加資格要件の緩和について、改善を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 監理技術者等の配置予定技術者の要件については、令和5年11月15日に公告する工事から、受注企業の支援を前提に監理技術者等に求める経験を大幅に緩和し、施工規模等は求めないこととしている
また、企業の実績について「国・地方公共団体での実績」を求めている場合においても、監理技術者の経験については「民間での経験」も可としている
- 最適化事業については、一連の技術協力業務の対象工事であれば、同一基地内の複数工事に同じ監理技術者を配置可能としているが、その他の事業についても同様の措置をとれないか、建設業法、他省庁の動向等を踏まえ検討する
- 配置予定技術者の実績における従事期間の緩和については持ち帰り検討する
他省庁等での緩和の事例があれば、協会から情報提供をお願いしたい

(4) 秘密の保全措置について

防衛省・自衛隊における秘密保全是、国の安全確保、他国との情報共有及び信頼関係維持のため、必要不可欠なものであり、建設工事においても保全措置の徹底は重要なことだと考えております。

このことから、建設会社の保全措置徹底を目的とし、基地毎に一部相違がある秘密保全に係る基準類の一本化、秘密保全措置の標準仕様に関する説明会の実施、秘密保全措置に係る費用の適正な積算規定等、秘密保全措置に係る制度等について、改善を要望します。

● 協会からの補足説明

- 秘密保全措置規準が不明確な中、秘密保全措置に必要不可欠と思われる対策を技術提案書に記載し応札したものの、その内容がオーバースペックである可能性もあることから、経費率計上ではなく実費での精算を要望する

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 情報保全に関する手引き（仮称）の作成を予定している
- 秘密保全に関する説明会への説明者の派遣は可能であり、協会側において、各種調整をお願いしたい
- 秘密保全措置に係る費用は、実費により精算することとしているが、適切に運用されるよう改めて地方防衛局へ周知、指導する
- これまで、情報保全措置の提案により競争し契約予定者を特定していたが、今般の制度改正により、秘密保全措置を競争参加する上での「条件」とし、技術力や価格で競争することに見直したことから、オーバースペックな提案という課題については、今後は解消されるものとする

2 ECI方式の発注に係る要望について

ECI方式の発注においては、事業の特性から発注件数の集中化や大規模工事化が顕著になっており、また、工事内容の詳細が不明確なものも多く、受注者の参加判断の上で事業規模負担、職員配置の時期や現場施工体制構築検討、技術提案の的が絞れない等、工事参入障壁となっていることが課題となっております。

このため年度発注件数の平準化や基地毎、駐屯地毎の発注時期の提示に加え、工区分け等による発注規模、長期工期の抑制、工事概要明確化、技術提案の標準案提示、業務費の積算基準の公表、詳細な二次資料の配布・配布時期の早期化、入札参加条件の一部緩和など受注者の工事参入障壁を低減させる発注の方法について、改善を要望します。

また、定期的な全国案件説明会開催や希望者による現地視察の事前実施も要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 年度毎の発注件数の平準化について、ECIの候補となる地区が70地区弱であり、防衛力整備計画に基づき、最適化事業を着実に進捗させるために、今後3カ年程度で平準化して発注したい考えである

なお、発注時期については、実工期を少しでも確保したいとの考えから、早期に発注することをご理解いただきたい

- 発注時期の提示について、マスタープランの作業状況を踏まえ、発注していくこととしており、来年度についても、今年度の発注スケジュールをベースに進めていくことになるが、可能な範囲での早期の情報提示に努める

- 工区分け等による発注規模等の抑制について、基地・駐屯地単位を1ロットとすることで、防衛省側の発注能力や業界側の技術者配置等、受発注者双方の効率化が図られると認識しており、この方針に変更はない

他方、競争性を確保する観点にも留意しつつ、発注ロットを検討する

- 長期工期の抑制について、最適化事業が契約ベースで約10年間を想定しているが、マスタープランの成果を踏まえつつ、極端に長期化する場合はロットを精査するなど検討する

- 工事概要の明確化について、ECI方式は設計未了の状況で発注するため、公告時点における建物の詳細等の明示は難しいものの、発注見通し等の段階で可能な限り詳細情報（事業期間や事業規模の詳細な価格帯）の明示を検討する

協会が欲しい具体的な情報の整理をお願いします

- 技術提案の標準案提示について、E C I 方式は発注時に仕様が確定できない事業であるため、建設工事の総合評価方式のように、入札公告時に標準案を示すことは難しい
「発注者が求める技術協力案の基本的な考え方」や「技術協力業務の業務フロー」などを整理し、防衛省のホームページに掲載するとともに、特記仕様書にも記載する

- 業務費の積算基準の公表について、業務費は業務体制や技術提案の内容に左右されるため、積算基準等で一定の基準を設けることは難しい
公示資料で示す業務参考額を目安として、業務体制や実施方針、技術提案等を作成していただきたい
なお、当初契約時の見積書から不測の事態や予期せぬ事態等により条件変更が生じた場合は、その都度、契約変更の協議を行う考えである

- 二次資料の配布時期の早期化について、資料に記載されている情報の特性を踏まえ、選定された企業にのみ配布しているところである
技術提案書の作成期間を十分に確保できるよう、技術提案の提出期限延長を検討する
詳細な二次配布資料の配布について、来年度からは、既存施設配置図や工事フェーズ図など、より詳細な情報を記載した二次資料の配布を検討する

- 説明会について、協会側で企画されるのであれば、防衛省として協力させていただく

- 現地視察の事前実施について、個別の入札案件を対象とした説明会は、現地部隊の負担等を踏まえると現実的ではないことをご理解いただきたい
一方、協会において、自衛隊施設の一般的な知識習得のための現地見学会などを計画されるのであれば協力する考えである

3 建設工事の発注に係る要望について

(1) 工期設定について

働き方改革の対応や技術者不足、ゲリラ豪雨等の異常気象など、昨今、工期に影響を及ぼす様々な事象があり、十分な工事期間の確保が必要となっております。

このことから、週休二日制（土日閉所）の取り組みを踏まえた工期設定、入門申請期間を含めた工期設定、工事着手時期の変更や異常気象等に伴う遅延を見込んだ工期設定など、工事発注時点から遅延リスクを事前に考慮した十分な工事期間を確保できるよう適切な工期設定の改善を要望します。

また、小規模な工事においては、工期が必要以上に長く設定されているため、参加の障壁となる可能性がありますので、併せて改善を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 防衛省では現在、昨今の働き方改革の観点から建設現場における週休二日制について「現場閉所型」と「現場非閉所型」の2つを円滑に施行する考えである
原則、「現場閉所型」を適用しているが、部隊の運用上、工期の制約が厳しい工事については、「現場非閉所型」を適用している
- 入門申請期間を含め、工事準備期間を最大90日まで考慮して工期設定している
工事準備期間の90日以内に入門手続きを了するよう関係部隊と調整する
- 工期については、工期設定プログラムでは別に積み上げする設定であり、異常気象等に伴う工程遅延については、事後精査で対応する考えである
- 現状、予算年度内での工期設定としているが、事業の加速化など工期末の前倒しや技術者の専任期間の変更をについて、契約後、受発注者間の協議により柔軟に対応していく

(2) 遠隔臨場など建設現場におけるDXの取組について

働き方改革への対応、技術者不足などの建設業界の情勢を踏まえると、遠隔臨場の活用は大変有意義なものとなります。

建設工事の生産性向上を踏まえて、更なるBIM・CIMの活用、基地（部隊）内のリモート環境整備、DXの取り組みや新技術活用に係る適正な費用の計上等、更なる取り組みの実施を要望します。

- 防衛省からの新たな取り組み「1. 監督業務の遠隔臨場の適用拡大と工事監理業務への遠隔臨場の適用」と重複するため省略

(3) 見積活用方式について

発注者側の積算価格と実勢価格との乖離がある工種・製品が多くある工事においては、入札参加の意欲が低下する場合があります。防衛省の発注において、見積活用方式を採用することは、入札参加意欲を向上させ、大変意義のある施策だと考えております。

その上で、見積提出期間の延長、見積活用対象工種の拡大、入札前の見積活用単価の公表など、見積活用方式の運用について、改善を要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 見積提出までの期限の設定について、見積活用を適用する単価等の項目数に応じて、入札公告から提出期限までの期間を十分に確保するように周知する
例えば、すべての単価を見積活用とする場合は、1か月程度の期間を確保するなど対処する
- 見積活用対象工種については、根拠を整理して適用することとしているが、具体的に拡大を要望する工種等があればご教示いただきたい
- 見積活用単価の公表は、適用範囲が広い場合もあり、予定価格類推の懸念から公表を控えていることをご理解いただきたい
今後は、他省庁の実施の動向を踏まえながら検討する

(4) 標準図活用方式について

標準図活用方式による発注においては、建物の種類によっては当初図面で算出した工事費と、設計完了後の図面で算出した工事費で大きな乖離があるなど、様々な面で当初想定と異なる点が出てくるため、事前の計画を立てるのが困難となっております。

このことから、標準図活用方式での発注は極力避けることとし、実施設計が完了後の設計図面による発注を要望します。

なお、標準図活用方式で発注する場合においては、見積活用方式の採用、設計完了後の図面・資料の速やかな提示、設計完了後から工事着手までの十分な協議期間・確認期間の確保等の改善を要望します。

● 協会からの補足説明

- 標準図活用方式は、詳細図がないことからゼネコン側で原価の算出ができず、その状態で契約することから、受注者がリスクを負うということにならざるを得ない

そのため、リスクに対しては、図面や条件が整った段階で十分な協議の確保を要望する

また、数量の増減に係る精査だけではなく、見積活用方式を活用いただくことにより、十分な協議に繋がると考えているため、是非、見積活用方式の活用を要望する

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 従来から極力、標準図を避ける方向で進めているものの、安全保障上、完成期限が定まっているものも多数あり、当該方式を完全になくすことは難しいことをご理解いただきたい

- 標準図活用方式での見積活用方式の採用について、令和6年度自衛隊施設整備において、設計費等と工事費を同一年度に予算計上している事案は、標準図活用方式を適用するところ、その変更契約時について、乖離のある工種についてのみ、根拠を確認してから見積活用を適用できるよう周知済みである

今後も、予算計上の状況に応じて対応する

- 設計完了から工事着手までの十分な協議期間・確認期間の確保について、出来る限り協議期間を確保するよう地方防衛局へ周知する

(5) 設計変更、工事一時中止への対応等について

昨今、建設工事の契約締結後に、施工条件の変更、異常気象への対応等、当初契約時に想定していない要因により、工期の変更や請負代金額の変更等が必要となる事案が散見されております。これら事態への対応においては、現場職員の業務負担増はもとより、協力会社との変更協議が必要不可欠となります。

このことから、設計変更、工事一時中止等の対応において、以下の事項について改善を要望します。

① 設計変更（スライド、遠隔地の労働者確保への対応含む）

- ・ 設計変更期間の確保
- ・ 変更内容の情報提供の早期化
- ・ 設計変更時の単価採用方法
- ・ スライド条項の適切な運用（社会情勢を鑑みた物価上昇率の採用等）
- ・ 遠隔地の労働者確保に伴う請負代金額の変更（交通費・滞在費の実費精算含む）及び工期変更
- ・ 工期延長時の共通仮設費等の増額変更等

② 工事一時中止

- ・ 協力業者の従事状況に合わせた柔軟な工期延長の対応
- ・ 工事一時中止及び解除時期の情報提供の迅速化
- ・ 工事中止期間中の諸費用の計上等

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 設計変更期間の余裕を持った手続き期間の確保、設計変更内容の早期情報提供について、地方防衛局等へ周知する
- 設計変更時の単価採用方法について、積算基準の規定に基づき新たに追加された項目の場合は設計変更時の単価及び価格を適用することとしている
- スライドについて、受注者から請求があった場合には、必ず試算した上でスライド額を確認するというようになっており、適切に運用するよう地方防衛局等へ周知する
- 離島・僻地における労働者確保に伴う請負代金額の変更について、基本的に連れ越し費により精算するようにしており、防衛省からの新たな取り組み「3. 遠隔地からの労

働者確保に要する費用等計上に係る対象工事の拡大について」で説明したとおり、離島・僻地以外でも費用を計上できるように対象工事の拡大に係る改正を実施する

- 工期延長時の共通仮設費等の変更について、仮囲い・敷鉄板等は指定仮設として費用を積上げにより計上し、期間が延長した場合は、延長分を適切に精算しているものと理解している
- 協力業者の従事状況にあわせた柔軟な工期延長の対応について、工事再開の際、労働者の確保期間等の現場状況を踏まえ、適切に対応するよう地方防衛局等へ周知する
- 工事一時中止及び解除時期の情報提供の迅速化について、対応できるか否かはケースバイケースであるが、一時中止・解除の時期に見通しが立った時点で、可能な限り早期の情報提供に努めるよう地方防衛局等へ周知する
- 工事中止期間中の諸費用の計上について、経費の計上は当然であるが、体制等については、あらかじめ計画書を提出していただき、受発注者で確認して取り決めることとしている
増分費用については、その内容に基づき、協議の上、積算することになるものと認識している

(6) その他、発注者の体制等について

技術者不足への対応、若手技術者の活用促進等、様々な取り組みをお願いしているところですが、以下の事項につきましても改善の検討をお願いします。

- ① 関連工事との調整に対する発注者の支援
- ② 発注者側のワンデーレスポンスの取り組みの徹底
- ③ 基地への立ち入り申請の手続き簡素化等

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①関連工事との調整は、本来、監督官が適確に対応すべきものであるが、事業量の増加に伴い、同一駐屯地・基地等内で複数の工事が輻輳する場合には、駐屯地・基地等单位でCM業務を活用した支援を進める

- ②発注者側のワンデーレスポンスの取り組みの徹底については、各地方防衛局等に経験年数の浅い（1～2年程度の）若年層が増えてきていることが原因と思われる
防衛省としても喫緊の課題と考えており、今後、教育・指導をしっかりと取り組んでいく
また、現場の進捗を止めることが一番の問題であるため、発注者側の対応に時間を要している場合は現場代理人から直接、課長や課長補佐級の職員に相談していただきたい

- ③基地への立ち入り申請の手続きについては、事業量が増加し、申請手続きによる車両の渋滞等も懸念されるため、簡素化も含めて各部隊と調整し対策を検討する